

山梨県公報

号外第二十二号

平成二十四年

三月三十日

金 曜 日

目 次

教育委員会

山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則	一
山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員職の設置に関する規則等の一部を改正する規則	一
山梨県へき地学校等及び特別の地域に所在する学校の指定の基準を定める規則	三
技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	八
山梨県立博物館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則	八
山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令	〇
山梨県教育委員会公印管理規程及び山梨県教育庁行政文書管理規程の一部を改正する訓令	〇
山梨県教育委員会公印規程の一部を改正する告示	〇
教育次長等専決規程の一部を改正する訓令	〇

教育委員会

山梨県教育委員会規則第三号

山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

山梨県教育委員会

委員長 久保嶋 正 子

山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則

山梨県立高等学校学則(昭和三十六年山梨県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

別表山梨県立石和高等学校の項及び山梨県立山梨園芸高等学校の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 山梨県立石和高等学校の全日制の普通科及び国際教養科並びに山梨県立山梨園芸高等学校の全日制の園芸科、農業土木科及び食品化学科は、この規則による改正後の山梨県立高等学校学則の規定にかかわらず、平成二十四年三月三十一日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

山梨県教育委員会規則第四号

山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員職の設置に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

山梨県教育委員会

委員長 久保嶋 正 子

山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員職の設置に関する規則等の一部を改正する規則

第一条 山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員職の設置に関する規則(昭和三十三年山梨県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「ただし」の下に「、県立図書館の館長」を加える。

第二条第一項第三号中「高校教育指導監」の下に「、企画推進監」を加える。

別表第一県教育委員会事務局の項中「高校教育指導監」の下に「、企画推進監」を加え、同表県立図書館の項中「副館長」の下に「、次長」を加える。

(山梨県立図書館処務規程の一部改正)

第二条 山梨県立図書館処務規程(昭和五十五年山梨県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「総務課」を「総務企画課」に、「企画調査課」を「サービス課」に改める。

第五条第二項中「教育長」を「上司」に改め、同条第三項及び第四項中「館長」を「上司」に改める。

第六条から第八条までを次のように改める。

(分掌事項)

第六条 課の分掌事項は、次のとおりとする。

一 総務企画課 次のとおりとする。

- イ 指定管理者との連絡調整に関すること。
- ロ 公印の管守に関すること。
- ハ 文書の收受、発送、編集、保存及び記録の編集に関すること。
- ニ 職員の服務に関すること。
- ホ 会計経理に関すること。
- ヘ 物品の出納、保管及び処分に関すること。
- ト 施設の管理に関すること。
- チ 図書館協議会に関すること。
- リ 広報活動に関すること。
- ヌ 市町村立図書館の振興及び活動の協力に関すること。
- ル 読書の普及及び奨励に関すること。
- ヲ 展示会、講演会、研修会等の企画及び実施に関すること。
- ワ 図書館協力員に関すること。
- カ 他の課の所掌に属しない事務に関すること。
- 二 資料情報課 次のとおりとする。
 - イ 図書館資料の選定、受入及び整理に関すること。
 - ロ 図書館の統計に関すること。
 - ハ 図書館資料の書誌データの作成に関すること。
 - ニ 図書館資料の維持・管理に関すること。
 - ホ 図書館情報システムの管理・運用に関すること。
 - ヘ 図書館資料の電子化事業に関すること。
 - ト 山梨県図書館情報ネットワークに関すること。
 - チ 書庫の管理に関すること。
 - 三 サービス課 次のとおりとする。
 - イ 図書館資料の閲覧及び館外貸出しに関すること。
 - ロ 調査相談及び情報の提供に関すること。
 - ハ 複写サービスに関すること。
 - ニ 障害者サービスに関すること。
 - ホ 相互貸借に関すること。
 - ヘ 子どもの読書推進に関すること。

(副館長の専決)

第七条 副館長は、次の事項について専決することができる。ただし、事案が重要又は異例と認められるときその他特に上司が事案を了知しておく必要があると認めるときは、事前に上司の指示を受けなければならない。

- 一 山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)第五条第一項の規定による所長の共通専決事項に相当する事項(他に定めのある場合を除く。)
- 二 非常災害その他やむを得ない場合の臨時休館並びに開館及び閉館時間の変更に
関すること。
- 三 その他前二号に準ずる事項に関すること。

(次長の専決)

第八条 次長は、次の事項について専決することができる。ただし、事案が重要又は異例と認められるときその他特に上司が事案を了知しておく必要があると認めるときは、事前に上司の指示を受けなければならない。

- 一 山梨県事務決裁規則第五条第一項の規定による出先次長の共通専決事項に相当する事項(他に定めのある場合を除く。)
- 二 その他前号に準ずる事項に関すること。

第九条の見出しを「(副館長の代決)」に改め、同条第一項中「館長」を「副館長」に、「副館長」を「次長」に改め、「ことができる」を削り、同条第二項を削る。

第十二条の第十四条とし、第十一条を第十三条とし、第十条を第十二条とし、第九条の次に次の二条を加える。

(次長の代決)

第十条 次長が不在で急務を要するときは、主務課長がその事務を代決する。

(代決事務の後関)

第十一条 前二条の規定により代決した事務は、当該代決において特に必要と認められるものについては、それぞれ決裁者の後関を受けなければならない。

(山梨県教育庁組織規則の一部改正)

第三条 山梨県教育庁組織規則(昭和六十年山梨県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第四条の二の表中「高等教育課」を「高校教育課」に改め、同表に次のように加える。

スポーツ健康課	全国高校総体推進室
---------	-----------

第十三条の二の次に次の一条を加える。

(全国高校総体推進室)

第十三条の三 全国高校総体推進室においては、全国高等学校総合体育大会の開催に関する事務を所掌する。

第二十一条第二項中「高校教育指導監」の下に、「企画推進監」を加える。

附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会規則第五号

山梨県へき地学校等及び特別の地域に所在する学校の指定の基準を定める規則を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

山梨県教育委員会

委員長 久保嶋 正子

山梨県へき地学校等及び特別の地域に所在する学校の指定の基準を定める規則
(趣旨)

第一条 山梨県学校職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第四十号。以下「条例」という。)(第十六条の二第一項に規定するへき地学校等及び条例第十六条の三第一項に規定する特別の地域に所在する学校の指定の基準は、この規則の定めるところによる。(用語の意義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 基準点数 当該学校の所在地のへき地条件の程度の軽重を測定するために、第四条及び第五条の規定により算定した点数をいう。
- 二 調整点数 基準点数の算定方法によっては捕捉し難い特別のへき地条件を測定するために、第六条又は第七条の規定により算定した点数をいう。
- 三 合計点数 基準点数に第六条の規定により算定した調整点数を加え、又は第七条の規定により算定した調整点数を減じて得た点数をいう。
- 四 駅又は停留所 当該学校から最短の距離にある交通機関の駅又は停留所をいう。
- 五 旧総合病院 当該学校から最短の距離にある医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五に規定する病院であつて、医療法の一部を改正する法律(平成九年法律第二百二十五号)による改正前の医療法第四条第一項に規定する総合病院の要件を満たすものをいう。
- 六 病院 当該学校から最短の距離にある医療法第一条の五に規定する病院(旧総合病院を除く。)をいう。
- 七 診療所 当該学校から最短の距離にある医療法第一条の五に規定する診療所(医師が常駐していないもの及び歯科医業のみを行うものを除く。)をいう。
- 八 高等学校 当該学校から最短の距離にある全日制の課程で普通科を置く高等学校

をいう。

九 郵便局 当該学校から最短の距離にある郵便窓口業務の委託等に関する法律(昭和二十四年法律第二百十三号)第二条に規定する郵便窓口業務を行うもの(同法第三条第一項の規定による委託又は同法第四条の規定による再委託を受けた者の営業所を含む。)をいう。

十 市町村教育委員会 当該学校から最短の距離にある当該学校を所管する市町村教育委員会の事務局(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第二十三条に規定する事務)主として学校に係るものに限る。)を処理するものをいう。(をいう。)

十一 金融機関 金融機関(銀行その他の預金等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第二項に規定する預金等及び貯金をいう。)(の受入れ及び為替取引を業として行う者(郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第九十四条に規定する郵便貯金銀行を除く。)(をいう。))であつて、公共料金(日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これらに準ずるものに係る料金をいう。)(の納付又は収納に関する事務処理を行うもの)のうち、当該学校から最短の距離に所在するものをいう。

十二 スーパーマーケット 当該学校から最短の距離にある日常生活のため必要な生鮮食料品その他衣食住等に関する各種商品を販売する店舗をいう。

十三 市の中心地 当該学校から最短の距離にある市役所(支所、出張所その他これに類するものを除く。以下この号及び次号において同じ。)(の所在する地点をいう。

十四 県庁所在地又はこれに準ずる都市の中心地 山梨県庁の所在する地点又は山梨県内の人口二十万人以上の市で大学(短期大学を除く。)(が二以上存するものもの市役所の所在する地点のうち当該学校から最短の距離にあるものをいう。

十五 交通機関 旅客運賃を徴して交通の用に供する鉄道、軌道及び索道並びに一般乗合旅客自動車をいう。

十六 距離 通常利用する経路のうち最短の経路の長さをいう。

(へき地学校等及び特別の地域に所在する学校の指定)

第三条 条例第十六条の二第一項に規定するへき地学校の指定は、当該学校について算定された合計点数が四十五点以上の学校について、当該合計点数に応じ、次の各号に掲げる区分に従つて指定するへき地学校の級別を付して行うものとする。

- 一 四十五点から七十九点までの学校 一級
- 二 八十点から百十九点までの学校 二級
- 三 百二十点から百五十九点までの学校 三級
- 四 百六十点から百九十九点までの学校 四級

五 二百点以上の学校 五級

2 条例第十六条の二第一項に規定するへき地学校に準ずる学校の指定は、当該学校について算定された合計点数が三十五点から四十四点までの学校について行うものとする。

3 条例第十六条の三第一項に規定する特別の地域に所在する学校の指定は、当該学校について算定された合計点数が三十点から三十四点までの学校について行うものとする。

(基準点数の算定)

第四条 基準点数の算定は、別表により、当該学校について各要素ごとの該当点数(次条の規定により補正を行うべき場合にあっては当該補正を行った点数をいう。以下本条において同じ。)を合計して行うものとする。

2 前項に規定する各要素ごとの該当点数は、当該要素の交通機関のない部分の最高点数を超えることができないものとする。

3 各要素ごとの該当点数の算定において、交通機関のない部分の全部又は一部が次の各号の一に該当するときは、当該部分の距離について、当該各号に定めるところにより補正を行った距離によって算定するものとする。

一 急勾配又は狭あいである等の自然的条件による交通困難な部分がある場合は、当該部分の距離に一・五を乗じて得た距離

二 急勾配で、かつ、狭あいである等の自然的条件による交通困難な部分がある場合は、当該部分の距離に二を乗じて得た距離

4 各要素ごとの該当点数の算定において、交通機関のある部分の全部又は一部が鉄道、軌道又は索道を利用するものである場合は、当該部分の距離について、当該部分の距離に二分の一を乗じて得た距離によって算定するものとする。ただし、次条第一項第二号及び第三号の規定により点数を算定する場合は、この限りでない。

5 当該学校から医療機関(旧総合病院、病院又は診療所をいう。以下この項において同じ。)までの距離の要素における該当点数の算定は、次の各号に定める場合に該当する場合には、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める方法によって行うものとする。

一 当該学校から最短の距離にある医療機関が旧総合病院である場合は、当該旧総合病院までの距離に係る点数に三を乗じて得た点数とし、病院及び診療所までの距離は基準点数の算定の要素としないものとする。この場合において、第二項の規定にかかわらず、旧総合病院までの距離の要素における該当点数は、当該要素の交通機関のない部分の最高点数に三を乗じて得た点数を超えることができないものとする。

二 当該学校から最短の距離にある医療機関が病院である場合は、当該病院までの距離に係る点数に二を乗じて得た点数に旧総合病院までの距離に係る点数を加えた点数とし、診療所までの距離は基準点数の算定の要素としないものとする。この場合において、第二項の規定にかかわらず、病院までの距離の要素における該当点数は、当該要素の交通機関のない部分の最高点数に二を乗じて得た点数を超えることができないものとする。

三 当該学校から最短の距離にある医療機関が診療所で、かつ、当該学校から当該診療所の次に短い距離にある医療機関が旧総合病院である場合は、当該診療所までの距離に係る点数に当該旧総合病院までの距離に係る点数に二を乗じて得た点数を加えた点数とし、病院までの距離は基準点数の算定の要素としないものとする。この場合において、第二項の規定にかかわらず、旧総合病院までの距離の要素における該当点数は、当該要素の交通機関のない部分の最高点数に二を乗じて得た点数を超えることができないものとする。

(要素ごとの点数の補正)

第五条 各要素ごとの該当点数の算定において、道路又は交通機関の交通条件が次の各号の一に該当するときは、当該各号に定めるところにより算定した点数を、当該要素ごとに算定した点数に加えるものとする。

一 交通機関のない部分の道路が積雪、地滑り等の自然的条件により四十日以上にわたり交通困難となる場合においては、次の表の右欄に掲げる当該交通困難となる期間の区分に応じ、当該交通困難となる部分の距離に応ずる点数に同表の左欄に掲げる割合を乗じて得た点数(一点未満の端数を生じたときは、一点に切り上げる。)

期 間	四十日以下	六十日以下	八十日以下	百日以上百十九日以下	百二十日以上百三十九日以下	百四十日以上
割 合	六分の一	六分の二	六分の三	六分の四	六分の五	六分の六

二 交通機関の一日の運行回数が八往復以下の場合においては、次の表の右欄に掲げる当該運行回数の区分に応じ、当該運行回数が八往復以下の部分の距離ごとに当該距離に応ずる別表の点数に次の表の左欄に掲げる割合(当該学校が普通交付税に関する省令(昭和三十七年自治省令第十七号)別表第四(3)に定める三級地及び四級地の地域に所在する場合にあっては、当該割合にそれぞれ十分の一を加えた割合)を乗じて得た点数(一点未満の端数を生じたときは、一点に切り上げる。)

一日の運行回数	八往復から六往復	五往復及び四往復	三往復及び二往復	一往復以下
割合	十分の二	十分の三	十分の四	十分の五

三 交通機関が積雪、地滑り等の自然的条件により六十日以上にわたり休止する場合には、次の表の右欄に掲げる当該交通機関が休止する期間の区分に応じ、当該交通機関が休止する部分の距離ごとに当該距離に応ずる別表の点数に次の表の左欄に掲げる割合を乗じて得た点数（一点未満の端数を生じたときは、一点に切り上げる。）

期間	六十日以上 上八十九日以下	九十日以上 上百十九日以下	百二十日以上 上百四十九日以下	百五十日以上 上百七十九日以下	百八十日以上 上二百九日以上	二百十日以上
割合	六分の一	六分之二	六分之三	六分の四	六分の五	六分の六

2 駅又は停留所までの距離の要素における当該点数の算定において、当該学校から最短の距離にある駅又は停留所が積雪、地滑り等の自然的条件により六十日以上にわたり閉鎖される場合においては、当該閉鎖される駅又は停留所から最短の距離にあつて開設されている駅又は停留所までの距離について、前項第三号に規定する算定方法に準じて算定した点数を、当該閉鎖される駅又は停留所までの距離に応ずる点数に加えるものとする。

(調整点数)

第六条 当該学校において、飲料水を主として天水又は川水等から求めなければならない場合で、次の各号に該当することにより、学校教育の運営上困難を伴つと認められるときは、当該各号に定める点数を調整点数とする。

- 一 揚水施設及び配水施設のない場合は十点
 - 二 揚水施設又は配水施設のある場合（浄化装置のない場合に限る。）は五点
- 2 当該学校の所在する地域における自然的、経済的、文化的諸条件が次の各号の一に該当することにより、学校教育の運営上困難を伴つと認められる場合においては、当該各号に定める点数を調整点数とする。
- 一 有害ガス等の発生する地帯、風土病地帯等で、不健康地である場合は、その状況

を勘案して二十点以内で教育委員会が定める点数

二 当該学校に在学する児童又は生徒の総数の十分の三以上のものの住所が、当該学校から六キロメートル以上の距離にある場合は十点、当該学校から四キロメートル以上の距離にある場合は五点

三 当該学校から図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条に規定する図書館、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条に規定する博物館その他これに類する施設のうち当該学校から最短の距離にあるものまでの距離（交通機関を利用しうる部分の距離については、当該距離に二分の一を乗じて得た距離）が、二十五キロメートル以上である場合は十点、十二・五キロメートル以上二十五キロメートル未満である場合は五点

四 当該学校において、電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第一条第二項第七号から第十号に規定するサービス及びそれに相当するサービスが提供されていない場合は五点

五 当該学校において、携帯電話を通话のために使用できない場合は五点

3 当該学校に勤務する教員の数が、三人以下である場合は二十点、四人又は五人である場合は十点を調整点数とする。

4 当該学校が分校である場合において、本校との距離（交通機関を利用しうる部分の距離については、当該距離に二分の一を乗じて得た距離）が、十二キロメートル以上の場合には十点、八キロメートル以上十二キロメートル未満の場合は五点を調整点数とする。

第七条 当該学校が存する市町村の人口が三万人以上である場合又は当該学校が存する市町村の区域の近郊に人口三万人以上の市町村がある場合において、当該学校からこれらの市町村の市役所又は町村役場（以下この条において「市役所等」という。）が所在する地点までの距離が四十キロメートル未満であるときは、次の表の上欄に掲げる市町村の人口の区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる当該学校から市役所等が所在する地点までの距離の区分に応じ、同欄に定める点数を調整点数とする。

市町村の人口	点数			
	十キロメートル未満	十キロメートル以上二十キロメートル未満	二十キロメートル以上三十キロメートル未満	三十キロメートル以上四十キロメートル未満
十五万人以上	三十	二十	十五	十

十五万人未満 十万人以上	二十	十五	十	五
十万人未満 五万人以上	十五	十	五	零
五万人未満 三万人以上	十	五	零	零

2 前項に規定する場合に該当する場合において、当該学校から市役所等が所在する地点までの距離が四十キロメートル未満である市役所等が複数あるときにおける調整点数は、市役所等ことの調整点数を合算した点数（当該点数が三十点を超える場合にあつては、三十点）からこれらの調整点数のうち最も高い点数までの範囲内において、へき地条件等を勘案して教育委員会が定めるものとする。

3 当該学校に勤務する職員（条例の適用を受ける者に限る。）の総数の十分の八以上が所在する地点までの距離が十キロメートル未満である場合であつても、第一項の表の下欄に掲げる十キロメートル以上二十キロメートル未満の区分に該当するものとみなす。

（級別の指定の特例）

第八条 隣接して設置されている小学校及び中学校であつて、各学校について算定された合計点数が異なる場合にあつては、これらの学校については、第三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該合計点数の多い学校の点数によつて級別の指定を行うことができる。

（合計点数の見直し等）

第九条 当該学校について算定された合計点数は、おおむね六年ごとに見直すものとする。ただし、学校の新設、統合若しくは移転があつた場合又はへき地条件に著しい変更があつた場合には、その都度、当該学校について合計点数を算定し、又は見直すものとする。

（本校及び分校）

第十条 この規則の適用については、本校及び分校は、それぞれ一の学校とみなす。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

別表（第四条、第五条関係）

要素	細分	点 数																												
		2点	4点	6点	8点	10点	12点	14点	16点	20点	24点	28点	32点	36点	40点	40点	40点	40点	40点	40点	40点	40点	40点	40点	40点	40点	40点			
駅又は停留所までの距離	交通機関のない部分	2キロメートル未満	4キロメートル未満	6キロメートル未満	8キロメートル未満	10キロメートル未満	12キロメートル未満	14キロメートル未満	16キロメートル未満	20キロメートル未満	24キロメートル未満	28キロメートル未満	32キロメートル未満	36キロメートル未満	40キロメートル未満	40キロメートル未満	40キロメートル未満	40キロメートル未満	40キロメートル未満	40キロメートル未満	40キロメートル未満	40キロメートル未満	40キロメートル未満	40キロメートル未満	40キロメートル未満	40キロメートル未満	40キロメートル未満	40キロメートル未満	40点	
	交通機関のある部分	1	1	1	2	3	4	5	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
旧総合病院までの距離	交通機関のない部分	0	1	1	1	1	1	2	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	交通機関のある部分	0	1	1	1	1	1	2	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
病院までの距離	交通機関のない部分	0	1	1	1	2	2	3	3	4	5	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	交通機関のある部分	1	2	3	4	5	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
診療所までの距離	交通機関のない部分	0	1	1	2	3	4	5	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	交通機関のある部分	0	1	1	2	3	4	5	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
高等学校までの距離	交通機関のない部分	2	4	7	10	13	16	20	22	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24
	交通機関のある部分	0	2	2	3	5	6	8	9	12	15	18	20	22	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24
市町村数 青委員会 までの距離	交通機関のない部分	2	4	6	10	13	16	20	22	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24
	交通機関のある部分	0	2	2	3	5	6	8	9	12	15	18	20	22	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24
金融機関 までの距離	交通機関のない部分	1	2	3	4	5	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	交通機関のある部分	0	1	1	1	2	2	3	3	4	5	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
スーパーマーケット までの距離	交通機関のない部分	1	2	3	4	5	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	交通機関のある部分	0	1	1	1	2	2	3	3	4	5	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
市の中心 地までの距離	交通機関のない部分	1	1	1	2	3	4	5	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	交通機関のある部分	0	1	1	1	2	2	3	3	4	5	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
県庁所在地 又はこれに 準ずる都市の 中心地までの距離	交通機関のない部分	0	1	1	1	1	1	2	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	交通機関のある部分	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2	2	3	3	4	4	5	5	6	7	8	9	10	11	11	11	11	11	11	12

山梨県教育委員会規則第六号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

山梨県教育委員会

委員長 久保嶋 正 子

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和三十六年教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「、山梨園芸高等学校」を削る。

第六条第一項中「、山梨園芸高等学校」を削る。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会規則第七号

山梨県立博物館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

山梨県教育委員会

委員長 久保嶋 正 子

山梨県立博物館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県立博物館設置及び管理条例施行規則（平成十七年山梨県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第六号様式を次のように改める。

受付番号	第	号
------	---	---

県立博物館施設等使用申請書

年 月 日

山梨県立博物館館長 殿

申請者 住所
 ふりがな
 氏名 印
 生年月日 年 月 日
(団体にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名及び生年月日)

連絡先

次のとおり施設を使用したいので、山梨県立博物館設置及び管理条例施行規則第6条第1項の規定により申請します。

施設使用の目的

使用日時	年 月 日(曜日)	午前	時	分から
	年 月 日(曜日)	午後	時	分まで

使用施設名 生涯学習室1 生涯学習室2 交流室

使用設備器具	設備器具名	使用数量	単位	摘要

会場使用責任者	氏名	住所
		(電話)

造作物等設置の有・無	参考事項
------------	------

誓約等

- この申請による使用は、暴力団の利益となるものではありません。
- この申請による使用が、暴力団の利益となると認められた場合、その使用決定が取り消されても異存はありません。
- 私(団体である場合には、その役員を含む。)が、暴力団員等(※)又は暴力団であるか否かについて、警察当局へ情報照会を行うこと及び警察当局から情報提供を受けることを承諾します。

※暴力団員等：暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

注1 造作物等を設置し、又は設備器具を持ち込む場合には、当該行為の概要を明らかにした一覧表を添付してください。

2 申請者が団体である場合は、その役員の役職名、住所、氏名(ふりがなを付す。)及び生年月日を記載した書類を添付すること。

附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会訓令甲第一号

庁 中 一 般
県 立 学 校

山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

山梨県教育委員会

委員長 久保嶋 正 子

山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令

山梨県立学校処務規程（昭和三十六年山梨県教育委員会訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の18の項及び19の項を削り、20の項を18の項とし、21の項から41の項までを二項ずつ繰り上げる。

附則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会訓令甲第二号

庁 中 一 般
教 育 事 務 所
埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー

県 立 図 書 館

県 立 美 術 館

県 立 博 物 館

県 立 考 古 博 物 館

県 立 文 学 館

県 立 学 校

県 立 学 校

県 立 学 校

山梨県教育委員会公印管理規程及び山梨県教育庁行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

山梨県教育委員会

委員長 久保嶋 正 子

山梨県教育委員会公印管理規程及び山梨県教育庁行政文書管理規程の一部を改正する訓令

（山梨県教育委員会公印管理規程の一部改正）

第一条 山梨県教育委員会公印管理規程（昭和三十一年山梨県教育委員会訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「県立美術館及び文学館」を「県立図書館、県立美術館、県立博物館及び県立文学館」に改め、「」にあつてはその長の下に、「県立図書館」を加える。

（山梨県教育庁行政文書管理規程の一部改正）

第二条 山梨県教育庁行政文書管理規程（平成十八年山梨県教育委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の1の表中、「一新図書館建設室」を「一新図書館建設室
全国高校総体推進

室
教全総」に改める。

附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会告示第二号

山梨県教育委員会公印規程の一部を改正する告示を次のように定める。
平成二十四年三月三十日

山梨県教育委員会

委員長 久保嶋 正 子

山梨県教育委員会公印規程の一部を改正する告示

山梨県教育委員会公印規程（昭和三十一年山梨県教育委員会告示第七号）の一部を次のように改正する。

別表中「県立美術館」を「県立図書館、県立美術館」に改める。

附則

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会教育長訓令甲第一号

教育次長等専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
庁 中 一 般

平成二十四年三月三十日

山梨県教育委員会

教 育 長 瀧 田 武 彦

教育次長等専決規程の一部を改正する訓令

教育次長等専決規程（昭和三十二年山梨県教育委員会教育長訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第十一号中「同意」を「届出」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

山梨県立石和高等学校及び山梨県立山梨園芸高等学校に係る卒業証明書等に関する事務の委任について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十六條第三項の規定により、山梨県立学校設置条例の一部を改正する条例（平成二十四年山梨県条例第四十号）による改正前の山梨県立学校設置条例（昭和三十九年山梨県条例第十八号）の規定による山梨県立石和高等学校及び山梨県立山梨園芸高等学校に係る平成二十四年四月一日以降の卒業証明書等に関する事務は、山梨県立笛吹高等学校長に委任した。

平成二十四年三月三十日

山梨県教育委員会

教 育 長 瀧 田 武 彦

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番